

障害者相談支援体制整備に係る取組みについて②（基幹相談支援センター・地域生活支援拠点）

I 基幹相談支援センターについて

1 経過

- ・基幹相談支援センター（以下、「基幹」という）は、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と、継続的な支援の確保を目的に、令和2年7月に市直営で開始し、支援者支援により地域全体の支援力の向上を図るなど各般の取組みを進めてきた。
- ・今年度は、より効果的な取組みが展開されるよう、安定した基幹の体制を確保するため、委託事業化を目指すこととしていた。

2 今年度の取組みについて

(1) 委託による運営について

① 委託事業者の選定

公募型の提案審査によって受託候補者を決定し、令和6年10月1日より委託事業者による運営を開始した。

- 委託事業者 (社福) ありのまま舎
- 実施場所 仙台市障害者総合支援センター内
- 業務従事者 常勤換算4名（主任相談支援専門員等）

② 業務内容

これまでの市直営による取組み、国が求める役割、委託事業者からの提案等を踏まえ、下記の業務に取り組むこととした。

○総合的・専門的な相談支援の実施

地域における中核的な相談機関として、支援者支援により相談支援体制を強化していくために相談支援事業所等が対応する支援困難ケースを重点対象とした共同支援に取り組む。

[具体的な取組み]

- 相談支援事業者等との共同支援：相談支援事業所等が支援する困難ケースに対する共同支援を行い、支援者の支援力向上を図る。
- 合同事例検討会の開催：医師やソーシャルワーカーをSVとする事例検討会を実施することにより、組織を超えて総合的かつ多角的な視点で実践的な助言を得る機会を確保し、支援者の育成を図る。 など

○地域の相談支援体制の強化の取組み

相談支援事業所等との関わりの中で、支援者の抱えている支援実施上の課題を把握し、各種研修等を企画・実施することにより、人材育成や支援の質の向上に取り組む。

[具体的な取組み]

- 地域の相談支援事業所等に対する訪問等による専門的な助言、指導：相談支援事業所等の訪問により関係構築を図るとともに、事業所が抱える課題の解決に向けた助言を行う。
- 計画相談実務担当者研修会の開催：計画相談支援に係る実務の円滑な実施を目的に、相談支援事業所を対象とした研修会を実施する。
- 宮城県相談支援従事者研修への協力：相談支援専門員の資格を取得するために必須の研修である当該研修に協力し、人材育成及び関係構築を図る。 など

○自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み

仙台市障害者自立支援協議会等の各種会議体への参画等を通じて、多様な分野・領域の関係機関との連携の緊密化及び協働の促進に取り組む。

[具体的な取組み]

- 仙台市障害者自立支援協議会への参画：支援実践の中で把握した地域課題を共有し、解決のための必要な提案を行う。
- 各種会議（重層的支援会議、ひきこもり支援連絡協議会等）への参加：複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の共有や支援体制の検討等を行い、多様な分野の関係機関との連携の緊密化及び重層的な支援体制の構築を図る。 など

(2) 新たな取組みについて

- ・上記業務の一環として、指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、支援実施上の課題について、より詳細に把握を進めていくために、事業所訪問によるヒアリングを行う。
- ・委託事業者による効果的かつ円滑な事業運営がなされるよう、障害者総合支援センターにおいて、「基幹相談支援センターサポート事業」を新たに立ち上げ、市直営で基幹業務に従事した専門公所職員等によるサポート体制を敷く。

3 スケジュール

令和6年10月	委託事業者による運営を開始 障害者総合支援センターによるサポート開始
11月	計画相談支援事業所等へのヒアリング調査を開始
令和7年1月	計画相談支援事業所等へのヒアリング調査結果の整理・分析
3月	第2回障害者自立支援協議会本会において取組みの報告

II 地域生活支援拠点について

1 経過

- ・地域生活支援拠点（以下、「拠点」という）は、障害児者が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続ける体制整備を目的に、下記業務に取り組む。

- 緊急受入れに係る相談・調整
- 緊急事態の予防等に向けた継続的な支援のコーディネート
- 緊急受入れ施設とのネットワーク形成

- ・モデル期間を経て、令和3年度より本格実施に移行。令和6年3月に改めて公募型の提案審査を行い、引き続き「(特非)全国コミュニティライフサポートセンター」が委託事業者として選定された（実施場所：国見・千代田のより処 ひなたぼっこ）。
- ・今年度は、本事業の取組みの評価・検証を行う「拠点運営会議」における意見等を踏まえ、緊急受入れ体制の面的整備の推進を目的とした短期入所事業所等に対する技術的な支援及び拠点におけるアセスメント力の向上と関係機関との情報共有の円滑化を目的とした、枠組みの整理・書面に落とし込むなどの「見える化」に取り組むこととしていた。

2 今年度の取組みについて

- ・上記の3つの業務の一環として、拠点運営会議における意見等を踏まえ、新たに以下に取り組む。

(1) 緊急受入れに係る技術的な支援

- ・緊急受入れは、事態の発生が突発的であること、対象者の事前把握がなされておらず、十分な情報が収集しにくい場合があること、緊急時という当事者の不安感が強い状況下において、関わりに特段の配慮を要すること、早期の在宅復帰に向けた関係機関との連携や支援方針の策定等、通常の登録制や予約制を前提とした受入れとは、異なる対応が求められる。これらの対応に具体的な見通しが持てない場合、受入れ先の職員は強い不安を感じ、緊急受入れに消極的にならざるを得ない。
- ・こうした状況を踏まえ、拠点のほか、緊急受入れの経験がある短期入所事業所、調整にあたった経験がある相談支援事業所等と緊急受入れに必要な視点や技術、連携等（以下、「技術等」という）について整理する機会を設ける。整理した技術等については、拠点運営会議にて報告し、拠点実践報告会において関係機関に伝達する。

※なお、緊急受入れ施設とのネットワーク形成に係る施設等訪問において、より体系的に当該施設の情報収集を行うために、**別紙1**の様式を活用する。

(2) アセスメントの枠組みの整理

- ・拠点において支援する障害児者は、当事者の障害特性に加え、生活基盤やサポート体制の不安定さ、支援者の経験不足や関係構築の困難さなど多様な問題が複合的に影響し合い、困難な状況に置かれている場合がほとんどである。
- ・こうした障害児者の支援にあたっては、継続的な関わりを通じて情報の収集・整理を進め、困難な状況に至る背景を見立て、蓋然性の高い課題設定と支援方針の策定が必要不可欠である。
- ・この一連の流れにおいて、対応する支援者により収集すべき情報や支援方針策定に至る手順・考え方に差異が生じぬよう、一定の枠組みを整理しておくことが必要となる。
- ・以上を踏まえ、**別紙2**及び**別紙3**の様式を新たに作成し、拠点の個別支援において活用する。

3 スケジュール

令和6年11月

拠点・短期入所事業所・相談支援事業所による緊急受入れに係る技術等の整理
各種様式の運用開始

12月

拠点運営会議

令和7年 2月

拠点実践報告会

3月

第2回障害者自立支援協議会本会において取組みの報告